

松江市社会福祉法人定款変更認可等申請及び審査要領

松江市社会福祉法人設立認可審査要綱（以下「要綱という。」）第10条の規定に基づき、定款変更認可、基本財産処分承認及び基本財産担保提供承認に係る申請又は定款変更届並びにその審査等に係る手続きを次のとおり定める。

第1 認可申請等の提出

1 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第45条の36第2項の規定に基づく定款変更認可、定款に記載している基本財産の処分承認及び基本財産の担保提供承認を受けようとする者並びに同条第4項の規定に基づく定款変更届を行おうとする者（以下「申請者等」という。）は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を松江市長（以下「市長」という。）に提出すること。

(1) 定款変更認可申請

社会福祉法施行規則（昭和26年6月21日厚生省令第28号。以下「施行規則」という。）第3条第1項から第3項に規定する書類（なお申請書の様式は松江市社会福祉法施行細則（平成20年3月31日松江市規則第10号）第3条に規定された「様式第2号」によるものとする）

(2) 基本財産処分承認申請

平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉法人の認可について（以下「局長通知」という。）」の別記第1の様式第5及び同様式の（注意）4に記載されている書類

(3) 基本財産担保提供承認申請

局長通知の別記第1の様式第6及び同様式の（注意）5に記載されている書類

(4) 定款変更届

施行規則第3条第1項に規定する書類（なお届出書の様式は松江市社会福祉法施行細則（平成20年3月31日松江市規則第10号）第4条に規定された「様式第3号」によるものとする）

2 前記申請書等は、次により市長に提出すること。

(1) 定款変更認可申請

- ① 事業を追加する場合にあつては、事業を開始しようとする日の2月前までに
- ② 役員定数を変更する場合にあつては、変更しようとする日の2月前までに
- ③ 基本財産の削除の場合にあつては、基本財産処分承認に基づく処分後2月以内に
- ④ 定款例を参考とする条文整理の場合にあつては、定款変更の準備が整い次第に

(2) 基本財産処分承認申請

基本財産を処分しようとする日の1月前までに

(3) 基本財産担保提供承認申請

基本財産を担保に提供しようとする日の1月前までに

(4) 定款変更届

- ① 事務所の所在地を変更する場合にあつては、変更後1月以内に
- ② 基本財産の増加の場合にあつては、基本財産取得後1月以内に
- ③ 公告の方法を変更する場合にあつては、変更後1月以内に

第2 審査及び認可等

1 健康福祉総務課は、第1により提出された申請書等の審査を行い、必要に応じ事情を聴取し、資料の提出を求め、又は指導を行うものとする。

2 前記の審査は、法令及び通知に基づき行うこと。

3 市長は、前記による審査の結果、定款の変更及び基本財産の処分並びに基本財産の担保提供を適当と認めるときは、当該申請を認可し、承認し、又は届出を受理し、申請者等に通知するものであること。

附 則

この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年 6月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4年 4月 1日から施行する。